

平成28年度 第3回美浜区支え合いのまち推進協議会 議事要旨

【1】開 催

- 1 日 時：平成29年3月15日（水）午後3時00分～午後5時00分
- 2 会 場：美浜保健福祉センター4階 大会議室
- 3 出席者：委員定数 22名
出席委員 18名
千葉市生活支援コーディネーター 2名
千葉市あんしんケアセンター真砂（寿好会） 1名
千葉市あんしんケアセンター真砂（淳英会） 2名
事務局 12名
（傍聴人） なし

【2】次 第

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 議 題
(1) 美浜区支え合いのまち推進計画実施状況調査について
- 4 報 告
(1) 支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）の策定方針（案）、
骨子（案）について
(2) 美浜区見守りネットワークについて
(3) 美浜区地域活性化支援事業について
- 5 その他
- 6 閉 会

【3】議事の要旨及び発言要旨

3 議 題

- (1) 美浜区支え合いのまち推進計画実施状況調査について
 - ・資料1-1「各区実施状況調査《美浜区》」、資料1-2「各区実施状況調査票」記載要領により、事務局【社会福祉協議会美浜区事務所】が説明後、質疑応答を行った。

<主な説明内容>

- 支え合いのまち千葉推進計画（第4期千葉市福祉計画）（計画期間：平成30年度～）の策定に向けた検討資料とするため、地区部会エリアごとに取り組んでいる重点取組項目以外の取組項目を整理した。2人以上で組織された団体等が調査対象期間（平成27年4月～平成28年12月）に行った活動で、団体等は法人格を問わないとしている。地区部会、町内自治会等が取組内容を把握しているもので、地区部会、町内自

治会等が実施主体でないものを含む。

○追加すべき情報がある場合は、「区実施状況追加情報シート」を3月27日までに社会福祉協議会美浜区事務所に提出してもらう。

<質疑応答・発言内容>

(委員) A4サイズの資料(「各区実施状況調査票」記載要領)の「⑤取り組みテーマに対する所見」というのは、どこに書いてあるのですか。

(事務局) 各地区部会に内容を確認していただいてから事務局で書くので、記載していません【社会福祉協議会美浜区事務所】。

(委員) 各地区部会で内容を見て、正しいかどうかチェックするということですか。

(事務局) 抜けている活動があれば追加していただきたいと思います【社会福祉協議会美浜区事務所】。

(委員) 活動実態をこういう形で報告するというので、これはこれでいいとして、実際どうだったかきちんと評価をすべきだと思います。例えば「優」「良」「可」など、ここは大部いいとか、ここは余りやられていないとか、第3期の取り組みに対して、進み具合がどうだったかを整理しまとめないと、第4期に繋がらない気がします。そう意味で取り組み評価に対する所見はどうだったかを聞いたわけで、ぜひ事務局の見方でいいので、厳しい評価を各地区部会にしてもらいたい。それをぜひお願いします。

(事務局) 厳しいものができるかどうかかわからないが、第4期に繋がらなければならないので、内容を確認して所見を書かせてもらい、各委員に確認していただきたいと思います【社会福祉協議会美浜区事務所】。

(委員) 取り組みテーマの「見守り体制の構築」の中で「支え合い活動」をしている地区がありますが、どういう形で実施しているのですか。例えば、稲毛海岸や幸町1丁目。

(事務局) 「支え合い活動」はそれぞれ地域柄があるので全部は説明できませんが、稲毛団地の活動を説明していただければ【社会福祉協議会美浜区事務所】。

(委員) 稲毛団地独自の取り組みで4年か5年になります。高齢化が進んだことから自分が立ち上げたのが、助け合いの会です。ちょっとした仕事、例えば高齢者の家で、電球を取り替えたり、水道の水が少し漏れていたりしているとか、行政にしてもらうほどのないことを自分たちが請け負いましょうということで始めたもの。後は買い物。4階に住む高齢者で買い物を手伝っていた時に本人が苦しみ出し、あんしんケアセンターに連絡してみてもらったところ、病院に搬送しないといけないということで救急車を呼びました。肺に水が溜まって、かかりつけ医では処置できないということで医療センターに運びました。今では元気になり、我々とグランドゴルフをしています。今後も助け合いの会を盛り上げていこうというのが現状です。昔は無料でしたが、今は1回につき100円をもらっています。全然もらわないというわけにはいかないので。

(委員) 幸町1丁目はちゃんとした組織となっていて、電球の取替えや重たい荷物の運

び出し、ごみステーションまでのごみ出し、病院への付き添い、薬局に薬を取りに行く、そういう高齢者が手伝ってほしいことをする。後は掃除やちょっとした大作業、パソコンを教えるとかなども行っています。手伝ってほしい人と手伝いたいという人たちが、最初にお金を出し合って、安心サポートという組織を作りました。１時間につき５００円です。病院への付き添いは自家用車ではなく、公共交通機関かタクシーを使っています。ごみ出しは市に提案しているが、回数が多いため、１回１００円の回数券方式で行っています。高齢者や体の不自由な人の要望に応えようと、会員が年２回程度交流し、話をしています。人数までは把握していません。

(委 員) 組織はどこがやっているのですか。

(委 員) コミュニティ委員会でもなく、３６連協でもなく、それらに関わっている人たちが皆でやっているものです。独立した組織でやっています。

４ 報 告

(１) 支え合いのまち千葉 推進計画（第４期千葉市地域福祉計画）の策定方針（案）、骨子（案）について

・資料２－１「支え合いのまち千葉 推進計画（第４期千葉市地域福祉計画）の策定方針」、資料２－２「支え合いのまち千葉 推進計画（第４期千葉市地域福祉計画）の骨子」、参考『支え合いのまち千葉 推進計画（第４期千葉市地域福祉計画）の策定方針（案）、骨子（案）』に関する意見等の概要と市の考え方により、事務局【地域福祉課】が説明後、質疑応答を行った。

<主な説明内容>

○資料２－１と資料２－２は、支え合いのまち千葉推進計画（第４期千葉市地域福祉計画）の策定方針と骨子は、平成２９年２月に開催された千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会の資料に対し、当日出された各委員の意見を委員長と協議し、反映したもので、分科会として内容を固めたもの。

○第２回会議で示した策定方針（案）と骨子（案）から変更した部分

(１) 策定方針では、“１ 策定方針”の「■近年の法令・制度等の流れへの対応」の部分で、「社会福祉協議会地区部会と町内自治会とのさらなる連携、コミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）などの専門職の活用を含む地域福祉の担い手の確保について、対応策を検討し、記載する」と修正するとともに、「■その他」の「計画期間を平成３０～３２年度の３年間で予定する」と変更した。また、“２ 策定の流れ”の図式で、社会福祉協議会地区部会と地域運営委員会の連携を新たに加えた。“３ スケジュール”については、各区の推進協議会で何を行うか分かりづらい部分を修正している。

(２) 骨子では、策定方針の修正に係る部分を変更したほか、第７章については、施策のテーマ（柱）は９つに限らず、柔軟に再検討する旨を追加している。

<質疑応答・発言内容>

- (委員) 実施方針では、地区部会が中心となって取り組むとありますが、我々の中でいろいろ議論があって、第7章の取り組みテーマが9つの中で、防犯と防災とか、そういうことを含めたすべてを地区部会が音頭を取ってやっていくものなのかという意見があり、悩んでいるところです。どう考えたらよいのか。
- (事務局) 地区部会自身にやっていただくものと、それ以外の地域内の様々な活動主体が取り組んでいるものがあると思いますが、今回の実施状況調査でも、実施主体がどこかを地区部会が把握していればよいということで、地区部会が主体となって取り組むということではありません【地域福祉課】。
- (委員) このような調査の一覧表の中に書いてあるから、地区部会だと答えざると得ないと思うが、防犯と防災は違うから、そちらに行ってくださいということなんですか。
- (事務局) 今回の調査で打瀬地区の全域で、防災・防犯の取り組み、自主防災組織とか防犯パトロールに取り組んでいるのでそれで十分であり、それを重点取組項目とするかは別の話となります。実際地域福祉の活動主体は、地区部会だけでなく、いろいろな団体、町内自治会であったり違う団体であったりして構いません【地域福祉課】。
- (委員) 実際問題として、福祉関係で活動しているから地区部会で取りまとめていくという役割が来るわけです。そちらが言うように、いろいろな団体があるからそちらにやってもらえればよいとなると、そこは抜けることになるがよろしいですか。
- (委員) 今の意見はもっともで、そういうことがあるから地域運営委員会が必要なのです。地域運営委員会というのは、最低5団体、地区連、社協、民児協、育成委員会、スポーツ振興会、この5団体が加入をしていないと成り立たないものというのが市の方針。要は縦割りになっていると、それぞれができないから、それで束ねてみようではないかというのが地域運営委員会です。地域運営委員会は実施部隊でなく、防犯・防災はどこの団体でやるか、健康づくりはどこの団体でやるかということを整理・整頓する組織なのです。そういう意味の横の連携が必要なので、それぞれの地区部会の中で議論をして、実際の活動部隊を決めればよい。全部社協がやるというのはできっこないです。
- (委員) だからこそ地区部会ではできる話ではないということで、第4期計画ではそのあたりは、打瀬地区は外そうという意見があります。誰かがまとめなければ、計画にならないけれど、やろうとすると、それは地域運営委員会がやればという話になるかもしれないが、地域運営委員会は執行機関でない。そうするとどこがやればよいとなると、地区部会ではない。地区部会は社協の美浜区事務所にバックアップしてもらっているから、こういう調査報告ができる。防犯や防災を市の計画の中に入れてやるというのであれば、社協の美浜区事務所と同じ役割を持つものが市にあって、全面的にバックアップしてくれるというのなら、それはそれでいいのです。だが、今のところ市は丸投げではないですか。
- (事務局) 地域それぞれが重点に何を行うか考え方がるので、地域の判断を尊重したいと思います。福祉の部分に重点を置くというのであれば、それは地区の判断であ

り、それで結構です【地域福祉課】。

(委員) 一番悩んでいるのは、地区連、そうするに自治会と社協との関係プレイ、これがうまくいっている地区もあると思いますが、磯辺の場合、27自治会。27の自治会長がいるということです。一方社協は、全ての自治会から出ているわけではありません。社協の理事として出していない自治会長もいます。磯辺の場合49人理事がいますが、すべての自治会長が代表として出ているわけではない。そこで、どう連携するか努力しているがきちんと連携できない。この資料でも課題として、事を進める上においては社協だけではできないので自治会の力が必要だと書いてありますが、その辺が悩ましい。それを3年計画でどうやって連携を高めていくか、それが大きいテーマかなと考えています。幸町1丁目地区のようにうまく連携をしているところを見本にしてやっていこうかと考えています。

(委員) 我々のところは、コミュニティ委員会という組織があって、そこが非常に力を持っています。町内自治会長が毎年変わるので、36連協会長も自分もお飾りのようなもので、コミュニティ委員会がいろいろな行事をやっています。防犯も防災も安心サポートもいろいろな組織がありますが、コミュニティ委員会が束ねている状況です。資料には、社協地区部会と町内自治会が上にあって、下に民生委員とか地域運営委員会とか書いてありますが、これだとうちとは違うのかなという感じです。それぞれの地域の特徴があると思いますから、どこがトップでやればいいのか、既にできあがっているところはそのままよいと思います。36連協が28連協から独立したときに、コミュニティ委員会が同じようにできたと聞いています。

(委員) 市もいい加減に、地域の特性を生かしてやってくださいと言わないというのはいかがですか。それぞれの地区に地域運営委員会を作って、地域運営委員会に実行部隊はどこにするかということを委ねて、雛形のもとにやることでしょうがないのではありませんか。いつまでも社協にやらせるとか、地区連協にやらせるとか、そういう状況では3年たっても5年たっても、介護保険の受け皿になりそうもないと考える、ちょっと極端な言い方かもしれませんが。そう少し整理して、雛形を作って進めませんか。地域の特性を重んじることも必要だと思いますが、幸町と真砂と打瀬とでそれほど事情が変わると思いません。市民として美浜区民として、そう思うのがいかがでしょうか。

(委員) 今の意見は賛成であり、3年間だと思うが、市民局が地域運営委員会をそれぞれの地区連で結成してくださいと一所懸命やっているが、今11できていて、あと4つ準備しているから15できる予定です。49のうち、まだ半分もいかない状況です。考え方としては非常に良いと思うので、もっと地域運営委員会をそれぞれの区連協の中で充実させていくような形を取らないといけないと思います。地域運営委員会に委ねて、この活動主体はAで、これはBで、これはCだというように決めていけばいい話であり、個々に多少違って問題ない。要はやればよいということ。もう一つ頼みたいことは、地域運営委員会を作っているが、資金の流れが個々となっています。統合補助金として地域運営委員会がもらって分配

するものと、社協と老人クラブは従来どおり、という2本立てとなっています。これは決していいと思わないので、市民自治推進課長には地域福祉課と話をして、1本化してもらいたいと頼んであります。特に、民児協の資金の流れは、あるところは従来どおり、あるところは統合補助金としています。これはまずいのでどちらかに統一する。それを地域福祉課長に言うておいてもらいたい。市民自治推進課長には話をしてあって、秋までに結論を出すことになっています。

(委員) この計画を見ると、市が中央集権化していくようで、区社協は大変だと思いません。介護予防・日常生活支援総合事業では、地域の人たちがいろいろしていかなければならない。国の資料によれば、「地域包括支援システムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要」とされています。これに対して、地区部会がこれに適したものであるかどうか。地区部会は社協の組織ではありません。今回の計画だと、それを中央主権化しようとしているところに無理があるのではないのでしょうか。

(事務局) 中央集権化とはどういうことでしょうか【地域福祉課】。

(委員) 中央集権化というのは、いろいろな地元のもの一つところに集中して情報をあげていくこと。

(事務局) この計画のどこがそれに当たるとお考えでしょうか【地域福祉課】。

(委員) 先ほど言ったように、市社協や地区部会を通して、保健福祉局の地域福祉課に集まる。

(事務局) 計画であるのでとりまとめは行いますが、こちらからあれをやれとか、これをやれとかいうことではありませんが【地域福祉課】。

(委員) 地区部会が中心となってやるのではないのでしょうか。

(事務局) 第3期計画の時からこういうようになっています。地域福祉の担い手はどこかということは、専門分科会でも結構議論がありましたが、引き続き地区部会にお願いせざるを得ないという意見が委員からあり、このようにしたところです【地域福祉課】。

(委員) 参考資料の分科会の議論の8では、地域の担い手として、当初はNPOなどいろいろな団体としていたが、現実にはそれができないので、社協地区部会が中核となって役割を担い、計画の取り組みを推進するというのが市の考え方。ところが9では、地区部会に期待することは理解できるが、地区部会はマンパワーや活動資金面などにおいて限界にきていると感じられるとしています。そういうことを言っているのに、それに対するちゃんとした答えがない中で、地区部会ということとしています。

(事務局) 地域福祉の担い手がないというのは全国的な共通の課題であり、国では地域福祉の専門職を入れていこうという考え方を取っています。今回の計画策定の流れの中で、策定支援として、社協区事務所に地域福祉ワーカーとか地域福祉マネージャーなど、地域に入っていく人を増やし支援をしていこうという流れがあります。先ほど福祉は市社協が支えるが、自治会は支えてくれないという話がありましたが、そのところは地域運営委員会の議論の方で、地域担当職員のような考

え方もあります。全部地域に丸投げということでお叱りを受けますが、決してそういうことでなく、見えづらいところがありますが、考えているところです【地域福祉課】。

(委 員) 策定方針の1の中で、地域包括支援システムを推進していく仕組みを取り入れるとありますが、地域の支援をどう組織化するかが問題となっていると思います。

(事務局) 組織化ということではなく、地域の支え手を支援することを目的に、高齢福祉課が4月から地域の支え合いに対する補助金制度を作ったところであり、地域を組織化することではなく、既存の組織にお願いするという整理です【地域福祉課】。

(委 員) 組織化というのは、例えば福祉の関係をまとめる。社協は生活支援をやっていたけれども、そういうものを作りましょうということではないですか。それが目的ということですか。

(事務局) 目的とは【地域福祉課】。

(委 員) そうすることが地域包括ケアシステムの推進ということ。

(事務局) 地域包括システムの目的はそうですが【地域福祉課】。

(委 員) だからそういうものが作りたいということ。

(委員長) 2人だけでやり取りをしていますので・・

(事務局) では、もしよければ、改めて時間を取って、その点を説明させていただきます【地域福祉課】。

(委 員) まとめて言うと、要するに市が全力を挙げてやろうとしていることは、介護予防・日常生活支援総合事業。それを地域としてやるためにどうしたらよいかを抜けていました。

(委員長) それは関連が無くはありませんが、今日の議論と違うと思いますが。

(委 員) 先ほど言ったように、策定方針にある「地域包括支援システムを推進していく仕組み」を言っています。日常生活支援総合事業をもう一度説明してほしいと思います。

(委 員) 国が平成27年に法改正し、要支援1と2の対象者の見守りとか生活援助は市がやらなければならなくなった、29年4月から。そういうことではありませんか。

(事務局) そのとおりです【地域福祉課】。

(委 員) だったら、今日は3月15日なのだから。何をぐずぐずしているのですか。要支援1・2の人たちは、私たちはどこに相談に行ったらいいの、そう思っていると思いますが。

(事務局) 今日3月15日号の市政だよりの介護保険特集号で、4月1日からの新総合事業の内容が載っています。おっしゃるとおり、全国一律のサービスから千葉県独自の内容に切り替わっていくことになりますが、4月1日からいきなり既存のサービスが使えなくなるということではなく、既存のサービスはそのまま継続で使え、新しく地域の支え合いメニューが4月1日からできるようになり、それを新しいケアプランに取り入れていくことができる、そういう内容になっています。それが新総合事業の内容です。それから、国の方では地域包括支援システムは、

今は高齢者だけを対象としていますが、今後は高齢者に限らず、障害者や子育て支援など、あらゆることを地域包括支援システムで取り組んでいこうという流れになっています。国会に地域包括支援システムを強化する法案が今出ているが、そういう方向で取り込んでいくという趣旨で記載しています【地域福祉課】。

(委員) この推進計画の最も大事なことは、どの団体が計画してどこの団体でやるかということだと思います。実際それをやらないと何の効果もない。現在地区部会エリアという区分けがされていますが、地区部会エリアでやる内容はそれほど大きくないような感じがします。参考資料の中に、地域運営委員会についての意見がいくつかあります。始まったばかりで皆に伝わってなく十分ではないということですが、美浜区は設置が進んでいます。地域運営委員会というのは、活動を実施する団体ではないが、計画を策定するにはいい団体だと思います。地区部会エリア内を計画するのが地区部会単位となっていて、策定と実施が何となく1箇所にとままっているような部分があります。なので美浜区においては、地域運営委員会でいろいろ計画を立てて、地区部会であるとか、自治会であるとか、育成委員会であるとか、老人クラブとかに割り振って活動をしていけばいいと考えます。計画するところと実施するところを、もっと明確にした方がよい。

(委員) 参考資料の1の地域福祉の担い手の中で、地域運営委員会の役割が1から5と書いてありますが、この内容は地域運営委員会のことをよく理解していない人が書いているとしか思えない。こういう資料が配られて伝わると大変問題となります。まとめる側も地域運営委員会がどういうものか勉強してもらいたい。市民局から資料をもらって、勉強した上で精査しないといけないと思います。

(委員長) 報告の(1)はよろしいでしょうか。いろいろ貴重な意見をいただきました。

(2) 美浜区見守りネットワークについて

・資料3「千葉市孤独死通報防止制度(美浜区見守りネットワーク)について」により、事務局【美浜区地域振興課くらし安心室】が説明後、質疑応答を行った。

<主な説明内容>

- 平成28年度の状況は、通報7件。前年度と比べて3件減少。7件のうち、無事発見は5件で、死亡が2件。
- 美浜区の見守りネットワークは平成25年度から実施。一人暮らし高齢者が地域で孤立することがない地域づくりを目指し、民生委員や町内自治会の役員の方々の協力の下、実施している。
- 通報を受けて実際現場に行った際、得られる情報が限られており、予め掴んでいる情報が有ると無いのでは対応に大きな差が出る。高齢者が困りごとをあんしんケアセンターに相談してあったり、安心カードに登録してあったりすれば、それを基に迅速かつ適切な対応が可能と感じている。

<質疑応答・発言内容>

(委員) 美浜区は少ないが、他の区では行政無線を使って徘徊者の行方不明の放送が流れています。GPSを使った徘徊者の追跡システムがある中で、連絡方式などを考えていますか。

(事務局) 高齢者の見守りの市の取り組みとして、緊急通報装置があり、一人暮らしの高齢者の家に通報装置をつけて、電話回線を通して24時間見守り、何かあれば警備会社が駆けつけています。他には、徘徊システムもあり、機械は貸与ですが、それを付けてもらいます。所得によって無料、あるいは月額500円から600円です。最近も3件程度の申請がありました。付けてもらいたい人になかなか付けてもらえず、家族が付けさせても取ってしまうので、その辺りがなかなか難しいと聞いています【美浜区保健福祉センター高齢障害支援課】。

(委員) 老人クラブ連合会のリーダー研修会で、警備会社の警備員が、警備会社同士の営業上の競争が激しいと話していました。値段が安くなってほしいところですが、現在はNTTの電話回線を使用しており、携帯電話では駄目だとのこと。

(3) 美浜区地域活性化支援事業について

- ・資料4「美浜区地域活性化支援事業について」により、事務局【美浜区地域づくり支援室】が説明後、質疑応答を行った。

<主な説明内容>

- 平成29年度の美浜区地域活性化支援事業の提案を3月1日(水)から4月28日(金)まで受け付けている。
- 補助金の対象団体は、美浜区内で街づくり活動を行う町内自治会やボランティア団体、NPOなど。支援内容は2コースあり、一つは“地域づくり活動支援”で上限額20万円、最大3年間。もう一つは“地域拠点支援”として、(1)活動場所の改装費等補助は上限額50万円、初年度のみと、(2)家賃補助は上限月額10万円で最大3年間である。
- 提案は、5月13日(土)の公開プレゼンテーションで選定していく。

<質疑応答・発言内容>

(意見) 特になし。

(委員長) 各地区で積極的に活用していただきたいと思います。

【4】その他

(1) あんしんケアセンター真砂の運営法人の変更(寿好会→淳英会)及び圏域の変更について説明を行った。

(2) その他

(委員長) 他に無いようでしたら、これからの進行は事務局にお返しいたします。

(事務局) 本日の会議録は、事務局が作成し、委員長・副委員長に確認いただいた後、議

事要旨をインターネットで公開します。また、次回の会議は、次年度のなるべく早く開催したいと考えていますが、時期が近づきましたら、各委員に連絡いたします。

【５】閉 会